

在宅医療・介護 あんしん知恵袋



医療と介護の連携で高齢者の在宅生活を支えます

「介護が必要になっても、住み慣れた地域や自宅で、いつまでも安心して暮らしたい」多くの方がこのように思っているのではないのでしょうか。

輪島市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制づくりをすすめています。

医療・介護が必要になっても、お医者さんや看護師さん、ホームヘルパーさんなどに訪問してもらいながら、自宅での生活を続けることができます。

自分が暮らしている地域の在宅医療や介護サービスを知り、必要に応じて上手に活用していきましょう。

輪島市
令和元年10月

「最後まで」 「まぢぢ」

医療と介護の連携で高齢

病院



医療ソーシャルワーカー



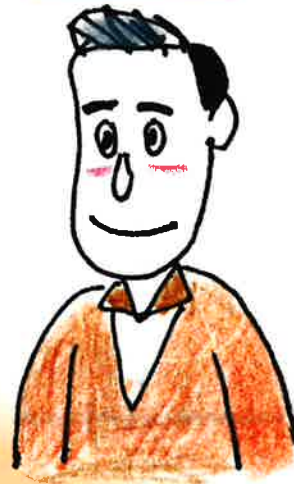
地域の



かかりつけ医師



家族・親戚



かかりつけ歯科医師



訪問看護師



リハビリター
専門職

もくじ

- 退院後の自宅での生活について.....P3
～脳梗塞の麻痺が残る輪島太郎さんの場合～
- 認知症でも自宅で生活を続ける.....P7
～1人暮らしの輪島花子さんの場合～

安心・楽しく暮らすために

者の在宅生活を支えます

地域包括
支援センター

人たち



ケアマネジャー



ホームヘルパー



民生委員



介護保険サービス等



薬剤師



シヨ



- 在宅医療・介護保険サービス……………P11
- 輪島市のサービス……………P13
- どなたでも利用できる地域のサービス……………P14

退院後の自宅での生活について

～脳梗塞の麻痺が残る輪島太郎さんの場合～

太郎さん80歳は1ヶ月前に倒れて救急で病院に搬送され、脳梗塞と診断されました。治療やリハビリを開始し状態は回復しましたが麻痺が残ったため、自宅での生活に不安があり退院後の生活についての話し合いが始まります。

心配なことは※医療ソーシャルワーカーに相談してみましょう。

この体で自宅に戻っても大丈夫かな？

子どもは一緒に住んでいないし、わたしに介護できるかな？



※医療ソーシャルワーカーとは病院で患者さんや家族のケガや病気などから生じる生活上の様々な問題に対して支援します。

病院の医療ソーシャルワーカーに相談します。

トイレやお風呂のお世話、わたしができるか心配やわ・・・。

太郎さんが安心しておうちで生活出来るように、みんなで考えましょう。



医師、看護師、薬剤師、リハビリテーション専門職、管理栄養士、ケアマネジャーなど、様々な人たちが退院後必要な支援を話し合います。

介護認定の申請をしましょう。
介護度によって介護保険の必要なサービスを利用できますよ。

医師と協力し、定期的に自宅を訪問し、体調を確認します。



町内会のお花見に行けるようになりたいな！

食べやすい食事をアドバイスします。

※**介護認定審査会**の結果、太郎さんは要介護2と認定されました。太郎さんと妻と相談しながらケアマネジャーが退院後の支援のケアプランを立てます。

また、妻と一緒に町内会のお花見に参加したいな～。

春には奥さんとお花見に行きましょうね。



※**介護認定審査会**とは、市区町村が任命する保健、医療、福祉の学識経験者で行われる会議です。

申請した人の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。

退院前に必要に応じてリハビリテーション専門職が自宅を訪問し、太郎さんの状態に合わせて、安全な移動方法や生活方法について助言します。

ここにスロープをつけると移動しやすいですよ。
トイレやお風呂も確認してみましょう。



自宅での生活が始まります。

退院おめでとうございます。



自宅での生活

住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、関係者が連携し、太郎さんの生活を支えます。

医療

体の具合はどうですか？

入れ歯の具合はどうですか？

泊まっていくこともできますよ。

今日はデイサービスの日やね。

家族介護教室でリフレッシュできたわ。

足の力はついてきましたか？

お医者さんと相談して飲みやすい薬に替えましょう。

やっぱり家はいいな。

太郎さん遊びに来たよ～。

介護

地域

その後…

退院後、太郎さんはサービスを利用しながら安心して自宅での生活を続けています。春には目標だった町内会のお花見に奥さんと一緒に参加することができました。



認知症でも自宅で生活を続ける

～1人暮らしの輪島花子さんの場合～

花子さん82歳、女性。夫が亡くなり、1人暮らしをしています。
朝、民生委員が、ゴミの日ではないのにゴミを出している花子さんを発見。

おはようございます。
花子さん、ゴミの日は明日ですよ。

花子さんいつもはおしゃれなのに、今日はパジャマのままだし、表情も暗い気がする……。



民生委員が地域包括支援センターに相談しました。

花子さん、前と比べて様子がおかしい気がして、心配なんですけど……。

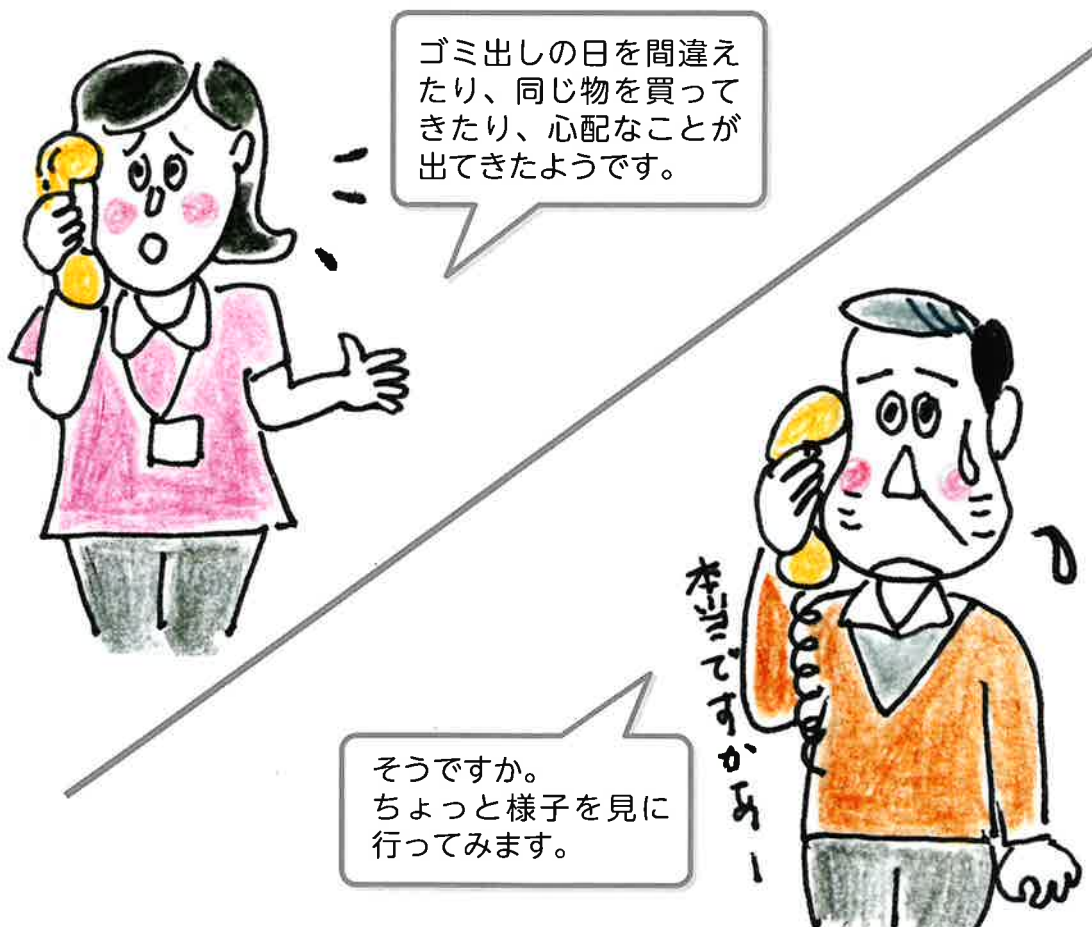
わかりました。一緒に訪問してみましよう。



民生委員と地域包括支援センター職員が自宅を訪問し、花子さんの生活の様子を聞きます。部屋は散らかっており、薬の飲み忘れがあったり、同じ物を買ってきたり、ご飯もあまり作っていないようです。



地域包括支援センターの職員が離れて暮らしている息子さんに連絡しました。



花子さんは息子さんの付き添いでかかりつけ医を受診し、認知症と診断されました。介護認定の申請をしました。



介護認定審査会で花子さんは要介護1と認定されました。様々な人たちが花子さんに必要な支援について話し合い、ケアマネジャーがケアプランを作成します。

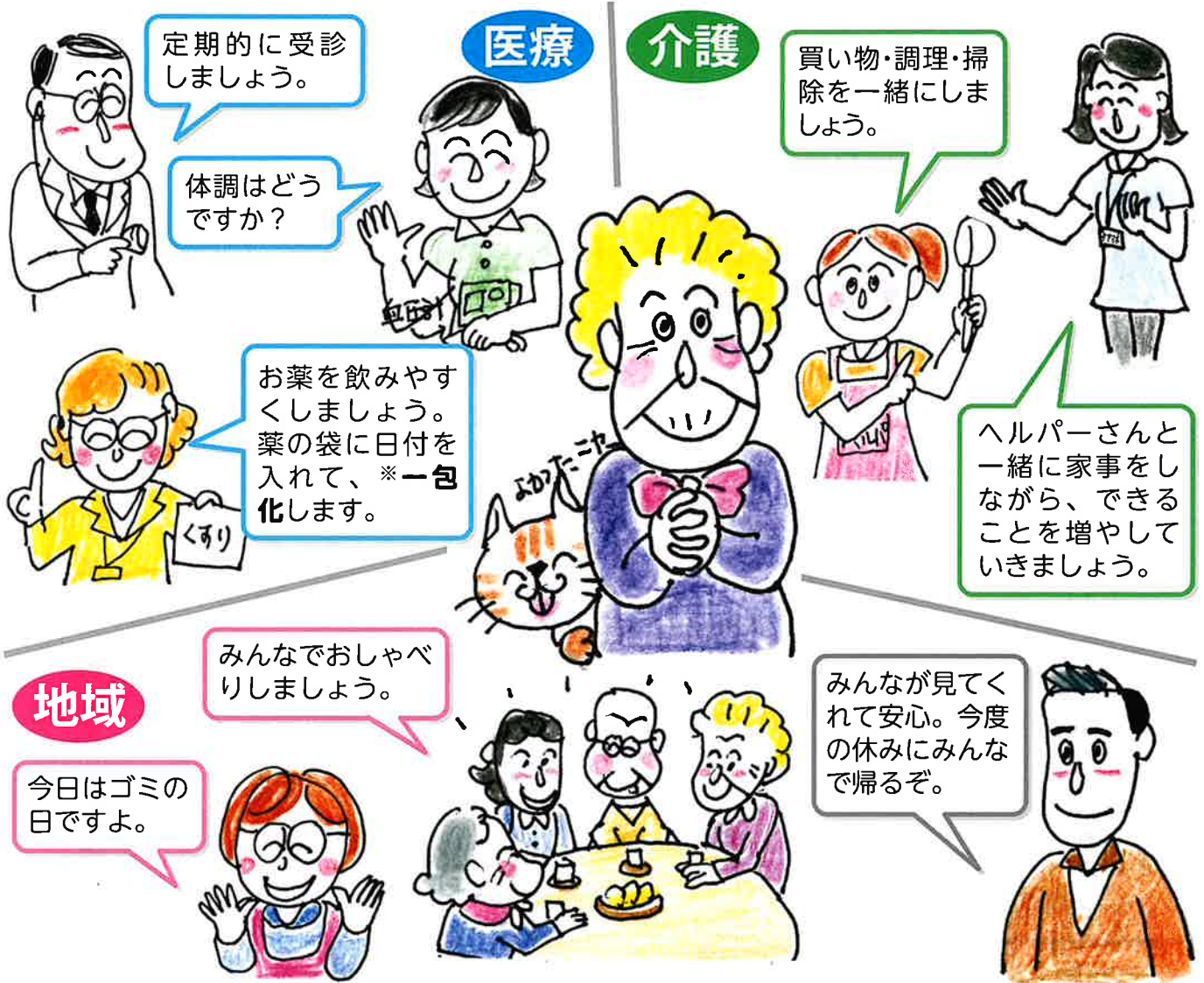
薬をきちんと飲んでしっかりご飯を食べることができるよう、手伝っていきましょう。

このまま家におりたいわ。

わかったぞ。



住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、関係者が連携し、花子さんの生活を支えます。



※一包化とは、服用時期が同じ薬や1回に何種類かの錠剤を服用する場合などに、それらをまとめて1袋にすることです。

その後・・・

地域の方がゴミの日に声かけをしてくれたり、地域の集まりや認知症カフェ・百歳体操に参加するなどして、安心して生活しています。



在宅医療・ 介護保険サービス

※各サービスには所得に応じて一部負担が必要です。

訪問診療

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、医師や歯科医師が計画的に、定期的に自宅を訪問して診療を行います。



往診

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、患者の希望や症状の急変などに対し、不定期に自宅を訪問して診療を行います。



訪問看護

看護師が自宅を訪問し、病状の経過観察をはじめ、療養上のお世話や診療の補助などを行います。また、かかりつけ医などと連携し、緊急時の対応も可能です。

通所リハビリテーション(デイケア)

施設で入浴や食事といった生活の援助に加え、機能訓練を受けることができます。日帰りで、自宅まで送迎してもらえます。



居宅療養管理指導

医師や歯科医師、看護師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職による自宅での療養上の管理や指導です。



訪問リハビリテーション

自宅に専門職が訪問し、機能訓練や生活で困っている動作の練習を行います。



訪問入浴介護

自宅に簡易浴槽を搬入して行う入浴介護です。

訪問薬剤管理指導

薬剤師が自宅を訪問し、薬の効能、効果、副作用、薬の管理の仕方等を説明します。自宅まで薬を届けることもできます。



通所介護(デイサービス) 認知症対応型通所介護

施設で入浴や食事といった生活の援助を受けたり、おひとりおひとりの楽しめる余暇活動や体操を行うことができます。日帰りで、自宅まで送迎してもらえます。



短期入所生活介護 (ショートステイ)

施設に数日間宿泊し、生活の援助を受けます。自宅まで送迎してもらえます。



小規模多機能型居宅介護

24時間体制で通い、宿泊、訪問の3つのサービスを組み合わせて同一事業所で受けられるサービスです。気心の知れたスタッフの支援を受けながら自宅での生活を続けることができます。



訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、排泄等の介助や、調理、洗濯等の生活支援を行うサービスです。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護

看護師やホームヘルパーによる自宅訪問を24時間体制で受けることができます。



福祉用具レンタル

手すりや杖など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

住宅改修費支給 (事前の申請が必要です)

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が一部支給されます。

介護保険の対象となる工事

- ・滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
 - ・手すりの取り付け ・段差の解消
 - ・引き戸などへの扉の取り替え
 - ・様式便器などへの便器の取り替え
- ※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

特定福祉用具販売 (申請が必要です)

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が一部支給されます。
※都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

対象となる福祉用具

腰掛便座 入浴補助用具 自動排泄処理装置の交換可能部品
簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分

輪島市のサービス

※サービスの利用をご希望の際は、輪島市健康推進課までご相談ください。

配食サービス

調理や買い物が困難で食事の確保が難しい方に対し、低栄養となることを防ぎ、あわせて安否確認を行います。（昼食、夕食の配達が可能）

- 対象者** 原則ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する方
※地域によって配達状況が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

日常生活用具購入助成事業

高齢者の日常生活の安全に役立つ用具の購入費を助成します。

- 対象者** ・ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する方
・生活保護世帯または市民税非課税世帯に属する方
- 対象商品** 電磁調理器・自動消火器・シルバーカー・火災報知器



タクシー助成券

タクシー初乗り料金相当の助成券を2枚×月数分交付します。（最大24枚）

- 対象者** ・医療機関受診の際にバス等の公共交通機関の利用が困難な方
・ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する方
・住民税非課税世帯に属する方 ・要介護1以上の認定を受けている方

オムツ券助成

紙おむつ助成券を交付します。

- 対象者** ・要介護3以上・住民税非課税世帯に属する方



訪問理美容サービス

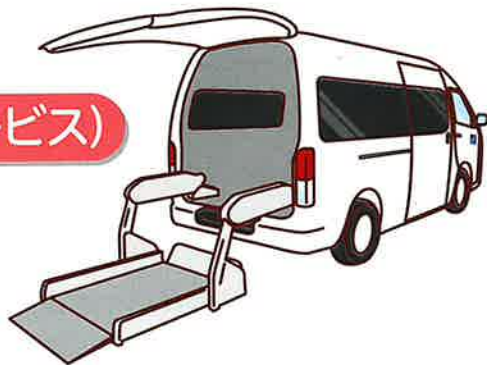
理美容店が家に訪問して散髪を行います。

- 対象者** ・理美容店まで外出が困難な方

有償運送(車いすのまま利用できる運送サービス)

利用料の1/2を助成します。

- 対象者** ・要支援又は要介護認定を受けている方
・公共交通機関での移動が困難な方



緊急通報システム

日常の安否確認や、急病などの緊急時の連絡体制を整備するため、緊急通報装置を設置します。

- 対象者** ・ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に属する者 ・固定電話があること

- 協力者の登録** 緊急通報受信時等に状況確認をお願いする近隣等にお住まいの「協力者」の登録が必要です。（原則、世帯が異なる3名）



体の具合が悪い時、救急車が必要な時に緊急ボタンを押します。相談センターにつながり、相談員が状況に応じ、協力者や親族への連絡、救急車の要請等を行います。

どなたでも利用できる 地域のサービス

詳しくは、輪島市地域包括支援センター
まで、お問い合わせください。

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域の方などどなたでも参加できる集まりです。地域の方たちとおしゃべりや医療・介護・福祉の専門職と情報交換をしたり相談ができます。

カフェ一覧

- ・グリーンカフェ（あての木園）
- ・グリーンカフェ（ふげしデイサービス）
- ・いちごカフェ（笑ちゃげや）
- ・まるんカフェ（みんなの詩）
- ・ひまわりカフェ（ひなたぼっこ）
- ・カエデカフェ（もんぜん楓の家）
- ・ひかりカフェ（輪島荘）
- ・陽だまりサロン（グループホーム陽だまりの家）



家族介護教室

介護されている方、介護に関心のある方を対象に、
家族介護教室を開催しています。

- ・息抜きができた
- ・勉強になってよかった 等の声があがっています。



百歳体操

1回30～40分、イスに座って行う、ゆっくりとした体操です。
地域のグループが公民館や集会所に集まり、活動しています。

- ・膝や腰の痛みが和らいだ
- ・階段の上り下りが楽にできるようになった
- ・気持ちが明るくなった
- ・友人、知人ができた 等の声があがっています。



認知症サポーター養成講座

地域や生活の場で活かせる認知症の勉強会です。

認知症サポーターとは、何か特別なことをする人では
ありません。

認知症を正しく理解し、身近に認知症の方がいたとき
にそっと見守る、できる範囲で手助けをする人です。



身近な窓口にご相談してみましよう

たとえばこんなこと・・・

自宅での介護について

自宅で介護できるかどうか、不安だけど、どこに相談したらいいかわからない。

介護に疲れた

親の介護でいっぱいいっぱい毎日。疲れてきて限界・・・

ご近所にお住まいの高齢者の心配事

最近様子が変わってきた、大丈夫かな？

介護予防・認知症のこと

ずっと元気にいたいけど、どうすればいい？

介護申請について

介護認定を受けたいけど、どうすればいい？



高齢者に関するさまざまな相談窓口

- 輪島市地域包括支援センター（輪島市ふれあい健康センター内）
電話番号 0768-23-1174
- 門前支所 電話番号 0768-42-9918
- 東部支所 電話番号 0768-32-1838

保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、高齢者に関するさまざまな相談を受けます。

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

介護保険についての相談窓口

- 輪島市健康推進課（輪島市ふれあい健康センター内）
電話番号 0768-23-1136
- 門前総合支所地域生活課 電話番号 0768-42-9918

介護保険制度（介護認定・介護サービスの利用など）について相談を受けます。

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

医療についての相談窓口

- 市立輪島病院地域医療連携室
電話番号 0768-23-0667

病気やケガから生じる不安や困りごと、退院後の生活で不安に思っていることなど、医療ソーシャルワーカーが相談を受けます。

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）